

達如件、

建武元年四月十六日

大藏權少輔清高奉

上野入道殿○結城宗廣

〔集古文書三十一〕天文十一年下知狀陸奥國白川郡八槻大善院藏

依神保内同行、并熊野同二所參詣檀那等事、如先々無相違可有成敗候也、執達如件、

天文十一七月廿四日

秀榮判

八槻別當 少納言御坊

快弘判

〔白河古事考五〕依上、和名抄白河郡の郷名に依上あり、今は常陸國久慈郡の内に入て保内といふ四十餘村あり、中古依上の保とて、保名を以て呼びし故に、今保内といふなり、今文字を寄神とも書す、保内を常陸の疆界に收めしは、恐くは白河結城の領地を、永正のころ岩城氏攻取り、保内の都會大子の城主芳賀氏をも降参たりし事、常陸國誌に載たり、其後又佐竹氏の有となり、その時より常陸とは成たるなるべし、今此保内より西は、下野の國へ出て、東は常陸の小里の郷に出る處に、堺明神の古祠を存したり、いにしへ國界に明神の祠を建る事、其緣由は如何なる義に據しや、詳ならねども、我奥州のみにて、常陸の國中の界ならぬ地に、堺明神有べき理なし、是また依上の白河郡たりし遺證とも謂べし、

〔相馬岡田文書〕花押○北畠顯家

下 竹城保。

可令早相馬五郎胤康領知口保内波多谷村事

右人令領知彼所守先例、可致其沙汰之狀、所仰如件、